



出版物と著作権

米川猛郎*

© 1962

「人はすべて、自己の創作した科学的、文学的または美術的作品から生ずる無形および有形の利益の保護を受ける権利を有する。」（ユネスコ・世界人権宣言第27条第2節）

学者、思想家、芸術家たちが創意を凝らし工夫を重ねて産み出した作品こそは、学術文化の発展のために貴重な文化財であるばかりでなく、その作者たちにとってはかけがえのない魂の結晶である。したがって、作品の扱いについては著作者はもちろん、それをを利用して有形無形の利益を受ける使用者の側も、ともに十分の理解と認識を持たなければならない。ところが往々にして著作権に対するわずかの認識を欠いたばかりに他人の著作権を侵害するようなこともなしとしないようである。空気のように漠としてとらえがたいこの無体の権利——著作権とは一体どのようなものであろうか。以下、著作権制度一般を概観しながら、とくに出版物と著作権の関係について述べてみたい。

1. 著者権制度のあらまし

「筆をとればもの書かれ」とは、その昔、法師兼好の随筆であるが、せち辛い当今では「ものを書けば権利が生ずる」というわけで、あちらでもこちらでも著作権の論議がさかんである。著作権の問題を論ずる場合に、まず考えなければならないのは著作者と著作物の関係である。著作者といつても個人の場合もあれば数人共同の場合もあり、学校・会社・銀行など団体や法人の名義で著作する場合もある。また、著作物にも論文、小説、脚本、図面、絵画、彫刻、写真、映画、などいろいろあり、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもので作者の創意になるものは著作権保護の対象となる。ところで、このような著作物をなんらかの形で使用したいと思う者は、まずその著作者に使用の許諾を求めなければならぬ。著作者が自己の作品の複製利用に対して有するこの許諾の権能を著作権という（著作権法第1条参照）。著作

権は財産権であり、その利用に対しては通常対価が支払われる。ところで一般に、ことに利用者の側から誰がその作品の著作権者であるかを知ることは容易でない。ことに多数の人が関与している著作物や、著作権が他に譲渡されている場合にはなおさらである。そこで著作物を発行あるいは利用しようとする際には、あらかじめ当事者の間で契約（出版、上演、演奏、上映等の契約）を結び、著作権の扱いを明らかにしておくことが事後の紛糾を避ける上からもぜひ必要である。前述のように、著作者は自己の著作物を直接、かつ、排他的に支配する権能（すなわち著作権）を持っているのであるから、その権利行使に関して誰よりも注意深くなければならないのは当然である。著作権のことをフランスでは“Droit d'Auteur”（著作者の権利）といい、ドイツでは「originatorの権利」を意味する“Urheberrecht”という語を使っているが、こうした意味ではその実体に近い表現といえよう。

それでは著作権をうるにはどうしたらよいのであろうか。わが国では著作権は著作の事実によって自動的に著作作者に発生し、著作権取得のためにはなんらの手続を必要としないという建前をとっている（このことを無方式主義といっている）。すなわち、学者の論文、作家の創作、作曲家の楽譜等々、著作行為自体によってその作品の上に著作権が生ずるわけである。日本は国際的には著作権の保護に関してベルヌ条約（Berne Convention）という条約に加入しており、現行の著作権法もまたこの条約の原則に即して定められている。この条約に加盟している諸国（日・英・仏・独・伊・その他主として欧州諸国）は、いずれもこの主義（無方式主義）をとっている。これに反して、著作権取得の要件として著作権表示などの手続の履行を要求している国がある。これを方式主義と言い、その代表的な国は米国である。

わが国は無方式主義であるので著作権をうるためにには何の手続も必要としない。しかし著作権の相続、譲渡など権利移転の場合には第三者対抗要件としての登録制度

* 文部事務官 社会教育局著作権課

(相続登録、譲渡登録)があり、そのほか、著作者の実名登録、著作年月日の登録、第一発行年月日の登録、出版権設定登録、著作権や出版権を目的とする賛同の設定登録などいろいろな登録制度がある(著作権法第15条参照)。なお、相続や譲渡の場合には財産権としての著作権は相続人や譲受人に移って著作者から離れるけれども、著作者が著作物について有している人格権——いわゆる著作人格権は依然として著作者本人に残る。著作人格権は著作者の一身に専属するものであるから相続したり譲渡したりすることはできない。つぎに、著作権の特質の一つは保護期間があることである。これは、著作権は個人の権利であるとともに他面社会公共のためのものでもあるという特殊な性質に由来するものである。日本では生前公表の著作物は著作者の生存間およびその死後30年間(この期間を暫定的に死後33年間に延長することをきめた著作権法の一部を改正する法律が去る4月5日づけで公布された)、無名・変名の著作物や死後公表の著作物は公表の後30年間(暫定的に公表後33年間)、写真は発行後10年間(改正なし)など、保護の期間は著作物の種類によってさまざまである。保護期間が経過するとその後は自由にその作品を使うことができる。このことを著作権が公有に帰するといっている。外国は国によってまちまちであるが、ベルヌ条約に加盟している諸国はほとんどが著作者の生存間およびその死後50年間となっている。

2. 著作権と出版権

「著作権は機械印刷の落し子である」といわれているように、著作権保護の思想は印刷術の進歩とともに発達したものである。それもはじめは出版業者の出版権の保護を主としていたが、18世紀以降次第に著作権が財産権としてみとめられるようになり各国とも成文の著作権法を持つようになった。わが国でも明治の中頃までは著作権のことを版権と称し、「出版条例」(明治8年)、「版権条例」(明治20年)、「版権法」(明治26年)などで出版権を保護していた。その後、明治32年に現行の著作権法が制定され旧法令はすべてこれに整備統一されることとなった。現行法では保護の対象も単に出版権ばかりではなく、上映権、演奏権、上演権、放送権、録音権など著作権の内容をなすいわゆる部分権も多方面にわたっている。このように出版権は著作権の一分権であり、著作者が専有する複製権の一態様である。一般に著作権は著作者が持ち出版権は出版者が持つといい慣らされているが、出版者は著作者から出版する権能を与えられるだけであって、出版権の譲渡を受けているか、あるいは、とくに出版権を設定されない限り出版者が出版権を持つことはならないのである。著作物を出版する際には著者

と出版者の間で契約(いわゆる出版契約—債権契約)を結び、そのなかで著作権の所在、内容に対する責任の帰属、印税の率やその支払方法、出版費用負担の問題、発行期日やその部数、その他出版に関する必要な事項をとりきめておくのが普通である。こうした契約がなかったばかりに後になって無用のトラブルを起こし、著作者、出版者双方が迷惑をこうむった例もすくなくない。先にも述べたように、権利行使の基礎だけは確かなものにしておく必要がある。これは書籍(単行本)ばかりでなく、定期刊行物(新聞雑誌)、編集物、教科書などについても同様である。例えば本誌の編集には多数の委員の方々が参画しておられるようであるが、本誌の編集著作権はこの方たちの共有であるのか、あるいは編集委員長に帰属するのか、それとも土木学会が有しているのか、また、個々の論文の著作権はそれぞれ原作者が保有しているのか、編集者が譲り受けているのか——その辺のこととは本誌自体からは汲み取れない。そこで、こうしたことについては内部的にはっきり了解を取りきめるとともに、外見上もできる限り権利の実体に即した表示を付することが望ましいわけである。著作権表示の話が出たついでに奥付の問題に触れてみよう。現在は奥付については法律上の規制は何もない。また、著作権の発生については無方式主義をとっているので、奥付の有無は著作権とも関係がない。けれども、出版物にはやはり印刷年月日、発行年月日、著作者(あるいは編集者)の住所氏名、発行所名ぐらいは示しておいた方が著作権の関係を明らかにする上からいっても意味があろう。なおその上に「不許複製」とか「禁無断転載」などの表示をしておくことも著作権の侵害を防ぐのに案外役立つようである。外国書の中には“*All rights reserved. This book, or parts thereof, may not be reproduced in any form without permission of the author and the publisher.*”などなかなか詳細に著作権の留保をうたっているものもある。ついでに最近流行の①(マルシー)表示についてごくあらましを述べてみよう。これは、万国著作権条約(Universal Copyright Convention)【主として日米間の著作関係を規定する条約で、わが国は1956年に加入】という条約で始めた国際記号で次のような意味を持っている。前に述べたように米国は著作権の取得について方式主義をとっているので、日本のような無方式国の著作物に対しては自国と同様の方式をふまなければ著作権の保護を与えない。ところがこの条約によって、無方式国の著作物でもその中に、①という記号と著作権者の名前とその著作物の最初の発行の年とを表示しておけば方式国においても一応は著作権の保護を与えることとしたのである(同条約第3条参照)。現在、各新聞紙は全部標題の下欄(あるいは側面)にこの表示を行なっており、

劇映画ではエンド・タイトルの下方にこの表示を付している。雑誌の奥付などに見受ける ◎ 記号もこの意味のもので編集著作権の所在を示しているわけだが、その表示の仕方の正しいものは案外すくないのではあるまい（本稿でも試みに筆者名の下にこの表示を付しておいた。これは本誌の編集著作権とは別に、本稿の著作権は筆者が所有するものであることを示している）。外国に対して発表する機会の多い学術論文にはこの表示を付することも意味があろう。以上は普通に出版といわれることからを中心に述べたのであるが、なおこのほかに、著作権者が出版者に対して出版権を設定する場合がある。これもやはり著作権者の権能にもとづくものであるが、権利の性質が異なっており普通の出版権に対してとくに設定出版権といっている。すなわち、出版権の設定を受けた出版者はその著作物を一定の期間（特約のないときは3年間）独占的に出版することができ、その間は著作者といえども、ほかの出版者から出版させることができないことになる。著作権とこの設定出版権との関係はあたかも土地の所有権とこれに対する地上権に類似しており、その内容は著作権法第二章に詳細に規定されている。

3. 著作権の制限と学術誌

著作権には一定の保護期間がありその期間が満了すると著作権が公有に帰することは前述のとおりであるが、著作物のなかにははじめから著作権のないものがいくつもある。著作権法は著作権の目的とならない著作物として次のものを掲げている。(1) (イ) 法律、(ロ) 命令（政令、省令、訓令、都道府県条例、規則など）、(ハ) 官公文書（告諭、告示、通達、通牒、国会や地方議会の議事録、判決書など）。(2) 新聞や雑誌に掲載されたニュース、雑報。(3) 裁判所や議会で行なった演説（第11条参照）。しかし、このように著作権のないものでもそれらをひとつの体系のもとにまとめて編集物とした場合には、その全体について編集著作権が生ずることがあることを注意しなければならない（たとえば六法全書など）。このほか、(1) 新聞紙雑誌に掲載した政治上の時事問題の記事（学術上の著作物を除く）[第20条]、(2) 時事問題の公開演述[第20条ノ2]については、いわゆる出所明示を条件として他の新聞紙雑誌への転載をみとめている。これらはいずれも公共の利益のために著作者の有する排他的利用権を制限したものとみるべきであろう。つぎに問題となるのは第30条の規定である。本稿に直接関係のある個所を抜粋してみると――

既ニ発行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第一 発行スルノ意思ナク且器械的又ハ化学的方法ニ

依ラスシテ複製スルコト

第二 自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於テ節録引用

スルコト

第三～第九（略）

本条ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

つまり第一号では心覚えに他人の著作物を手写する程度のこと（私的利用—private use）はさしつかえないし、第二号は自分の著作物の中に他人の著作物の一部分を引用することは出所を明示すれば偽作（著作権侵害）とはみなさないといっている。Private Use については学術文献の写真複製に関連して困難な著作権問題が存在するが、それはしばらく置くとして、第二の節録引用について考えてみると、引用の範囲を法律では単に「正当ノ範囲内」といっているだけで、ほかには何の基準もない。そこで実際問題として引用が許される部分の長短がしばしば問題となる。しかし、これについては判例等もないで個々の場合に応じ具体的に判断するよりほかはない。ただこれはあくまで自分の著作物が主体であって、そのなかに参考あるいは論証として他人の著作物の一部を引用する場合のことである。これを主客顛倒してはならないし、全文を引用することはもちろん許されない。全文でなくともその本質的な部分をそのまま引き抜いてダイジェストを作ることなども違法といえよう。したがって、「論文紹介」や「文献抄録」などの場合も、取り上げ方いかんによっては著作権の問題がからむことになるが、全体の表現が自己のものであればそのなかで他人の思想や学説を紹介することはさしつかえない。しかし、写真・図表・図面・グラフ・設計図などはそれ自身独立した一個の著作物であって論文の一部ではないのであるから、その扱いにはとくに注意を要する。ついでながら出所の明示とは、出版物ではなくとも書名、号数、著作者名、発行所、発行年月、引用箇所などを明白に表示することであるとされている。

つぎに、著作物の自由利用に関連して重要なことは、とくに学術論文についてややもすれば誤解されがちな点は、学者の学説そのものとその具体的な表現（論文）との関係である。一体、著作物の内容となる著作者の思想そのもの、構想そのものは著作権保護の客体とはならない。真理は万人のものであり、先人の研究を展開し発展させるところに学術の進歩がある。ところで、その思想なり構想なりが客観的に固定され、一定の表現形式を持つと、そこではじめて著作物として著作権保護の対象となるわけである。学者の脳裡に観念される学理や学説、また公理や定理などはこれを著作物ということはできない。新規の発明や考案は特許法や実用新案法で保護されるし、一方、このような学者の研鑽の成果を「科学的所有権」（Wissenschaftliche Eigentum）と呼んでこれに法的な保護を与えようという考え方もあるようである。

それはともかく、著作権として保護されるためにはその思想がなんらかの形式—mediaによって固定され著作物として外部に表白されなければならない。これを逆に考へると、文字や図表によってその思想内容が客観的に表現されたものは、たとえ学理、法則を論述したものであってもその表現形式に著作権が存する以上、それをそのまま無断で引用したり複製したりすることはできない筋合である。時折、一たん発表された学術論文の利用や転載は自由ではないかという質問を受けることがあるが、以上述べたところによって御了解いただけたことと思う。

4. 創造と模倣

学術誌と著作権の関係でしばしば見られる例に次の二つのケースがある。その1は、研究者が自分の職務の一環として研究に従事している間に自然に研究の成果がまとまったような場合、その2は、研究所等が外部の第三者者に依頼して研究調査せしめ、これを発表する場合である。通常、前者を職務著作といい、後者を嘱託著作といっている。いずれの場合も著作権は第一次的にはその研究に従った個人に生ずることは間違いない。ただ職務著作の場合には著作権は原始的に使用者たる法人・団体に生ずると観念することが自然であり、実情にも適合する。特許法では法人・団体に所属する職員が職務発明について特許を受けたときは、使用者（法人団体等）はその特許権について通常実施権を有する旨の規定を持っているが（特許法第35条参照）、現行の著作権法にはこうした点について何の規定もない。そこで、個人に生じた著作権を契約や地位にもとづいて団体が承継的に取得するものであるとの見方も生れてくる。しかし、この場合にも著作権行使の権能は団体が原始的に取得すると解するのが自然であり、實際にもそのように扱われるのが普通である。嘱託著作については特約のない限り権利はむろん著作者個人に生ずる。けれどもいざれにしても明文のないことであるから、著作権の帰属についてはやはり事前に了解をつけておくことが万全である。また、学術誌などで論文を募集する際に忘れてはならないことは、募集規定のなかに必ず著作権の帰属に関する条項を入れておくことである。

このように著作権の帰属、著作権者の確認ということは著作権問題のalphaとしてomegaであるといつても過言ではあるまい。今年は年頭から盗作問題が世間を騒がしたようであるが、偽作（著作権侵害）の場合に侵害の排除を求めるのは、被害者たる著作権者自身である。ところが実際には出版の権能を委ねられたにすぎない出版者や発行者が矢面て立ったり、現に著作権者の立場にないものが抗議を試みたり、とかく焦点のすれた議論が多いようである。権利を守るために何よりもその主体を確立することが先決であろう。

偽作の問題をめぐってもういちど著作権の本質を振り返えってみたい。くり返えして述べたように、著作権は人の独創的な精神活動の所産である著作物の上にみとめられた権利であり、著作者はその複製利用に対し許諾の権能を排他的に有している。また、著作物は複製によって収益をあげ經濟的利益をともなうものであり、そうした面では著作権も他の財産権と同様の性質を持っていて。したがって、著作権を侵すということは他人の財物を窃取するのとそしも変わらないばかりか、その対象が人の精神的労作の成果であるだけに一そう破廉恥な行為であるといわざるを得ない。他人の財物を窃取すれば窃盜罪に問われるし、そのほか詐欺罪に至っても文書偽造罪に至っても罪名だけで懲戒に値する力を持っている。もちろん偽作の場合も偽作者には民事、刑事の責任が科せられるし、著作権法の罰則には体刑まで加えられている。ところが有体物の場合に比して一般にその罪悪感が何か希薄なものに受け取られがちなのはどうしたことであろうか。「“まなぶ”は“まねぶ”である。」といい、「模倣は創造の母である。」といわれる。独創といい、創造といつてもなんらかの意味で先人の業績を追わないものはないであろう。しかし、模倣を通して模倣の上に——先人によって先人の上に、独自の境地を拓こうとする苦心と努力がおのずから異なった解釈と新たな表現をもたらすのであるまいか。盗作、盗用、偽作、偽造——言葉はいろいろであるが、いやしくも知能的精神的文化財を世に問うものにとってこれ以上に破廉恥な不徳義な行為はない。このことはいかに強調してもすぎることはない。ただ、同一の問題を論証するような場合には（同じ客体を写真に撮影する場合などもそうであるが）、自然、類似のスタイルが生れる可能性が多い。しかし、それぞれに独自の創意をこらした結果が、たまたま類似の形式を生んだとしても、それは著作権の侵害とは全く関係のないことである。實際問題としても相手の偽作を主張するからには、それがいわゆる暗合でないことを十分確かめる必要がある。

われわれは著作者たちのすぐれた天分、才能、資質から生れる作品からどれほど多くの恩恵を受けていることであろう。まことに計り知れないものがある。著作権はこれら文化創造者の権利であり、それを守るのが著作権法である。

学術誌と著作権に関してはなお翻訳権の問題、写真による文献複写の問題、海賊版の問題など多くの重要な問題が残されているが、予定の紙数も尽きたのでひとまずここで筆をおくこととする。拙稿かいささかでも読者諸賢の御参考に供し得たならば幸いである。

（原稿受付：1962.2.6）